

衛星基幹放送の認定における通販番組の扱いについて

デジタル時代における放送制度の
在り方に関する検討会
衛星放送ワーキンググループ

令和6年8月28日

昨年11月の衛星基幹放送の業務の認定に際しての電波監理審議会からの要望（概要）

- ・衛星放送の認定基準については、見直す点がある。
- ・衛星放送を取り巻く環境の変化なども踏まえ、衛星放送全体の制度の在り方について、時代に即したものになるように適切に検討。

※衛星基幹放送の業務に係る認定に関する審査は、絶対審査及び比較審査により実施（p 2 参照）

検討の方向性（第6回衛星放送ワーキンググループにおいて確認されたもの、p 3 参照）

衛星放送の多様性の確保、通販番組のみを放送する事業者に係る考え方、衛星基幹放送の認定における審査基準の在り方等について議論・検討。

※独立行政法人国民生活センター及び一般社団法人衛星放送協会よりヒアリング
（第9回衛星放送ワーキンググループ）

【衛星放送における多様性の確保】

- 衛星放送における多様性や衛星放送の持続可能性の確保等が重要。
 - ・衛星放送を取り巻く環境が大きく変化し、新規参入意向の低下、事業者における放送業務の廃止等が見受けられる。
 - ・今後の認定の結果、衛星放送全体としての放送番組の多様性に影響が及ぶことも想定され、多様性と持続可能性とのバランスが課題。
- 現行審査においては、放送番組の多様性に係る審査は比較審査において実施。
 - ・第一次比較審査において、通販番組を含む広告放送の割合を制限（3割を超えない）。
 - ・第二次比較審査において、広告放送の割合の制限に加え、放送番組の特定分野への偏りや放送番組の内容の重複の程度等を勘案。

【視聴者・消費者への配慮】

- テレビショッピングに関する相談件数は近年概ね横ばいで推移。高齢層からの消費生活相談が多く、今後も同様の傾向が続く可能性。

→ 次期認定に際し、絶対審査において多様性の確保等の観点からの審査基準を設けることについての検討が必要ではないか。
→ 通販番組に係る視聴者・消費者への配慮について、テレビショッピング特有の課題も踏まえた実効性のある取組の検討が必要ではないか。

➡ 上記の課題等を踏まえ、引き続き、衛星放送の多様性の確保や視聴者・消費者への配慮に係る取組等について検討。

基幹放送の業務に係る認定は、放送法、基幹放送普及計画(告示)、放送法関係審査基準(訓令)等に基づいて審査を実施

絶対審査

1つでも適合しない事項があれば認定拒否

同順位となった2以上の申請について更に審査を行う必要がある場合

◆ 放送を実施する上で必ず満たすべき条件への適合性について審査を実施

基幹放送局設備の確保、経理的基礎・技術的能力、技術基準への適合、周波数使用基準への適合、マスメディア集中排除原則への適合、基幹放送普及計画への適合等^(※)、欠格事由への不適合

※ 事業計画実施の確実性、放送番組編集準則への適合、解説番組・字幕番組の充実、番組種別・番組基準の策定・適合、放送番組審議機関の設置、毎日放送の実施、放送番組の供給に関する協定の有無、災害放送の実施、補完放送の要件、個人情報保護、有料放送の要件 等

⇒ 指定することができる周波数が不足しない場合は絶対審査のみを実施

第一次比較審査

4つの基準の全てに適合する申請を優先

同順位となった2以上の申請について更に審査を行う必要がある場合

◆ 指定することができる周波数が不足する場合に比較審査を実施

次に掲げる基準のいずれにも適合しているものを優先

- ① 広告放送の割合 : 3割を超えないこと
- ② 青少年の保護 : 成人向け番組を行わないこと
- ③ 字幕番組の充実 : 字幕付与率が5割以上であること
- ④ 放送番組の高画質性 : 高画質な4K放送を識別することができる措置を講ずること

第二次比較審査

基準ごとに点数を付し、合計点の高い者から順位付け

次に掲げる基準への適合性その他放送の普及及び健全な発達への寄与の程度を総合的に勘案し、最も公共の福祉に適合するものを優先

事業計画の確実性、事業者の多様性、放送番組の多様性、広告放送の割合、青少年の保護、字幕番組等の充実、放送番組の高画質性、災害に関する放送の実施、放送番組の視聴需要、周波数の有効利用、放送の能率的な普及

- 「衛星放送ワーキンググループ」(主査：伊東 晋 東京理科大学名誉教授)は、令和5年11月から令和6年3月まで6回の会合を開催し、インフラコストの低減や地上波代替における衛星放送の活用等について議論・検討を実施。
- これまでの議論等を踏まえ、4月以降も継続して所要の議論・検討を行い、夏頃を目途に取りまとめを行う予定。

【今後の検討の方向性等の概要】

衛星放送に係るインフラコストの低減

i) 衛星の調達費用	ハード事業者におけるコストの低減を図るため、衛星を共同で調達して打上げを行うことが有効であることを確認。
ii) 共同衛星に搭載する中継器数	左旋の中継器の搭載については、将来的な需要等を踏まえ、中継器を搭載しない可能性も含めて議論・検討。
iii) 共同衛星の打上げ時期	現行の衛星について、燃料寿命の延伸措置に係る課題等を共有した上で議論・検討。
iv) 共同衛星の管制の在り方	管制に係るコストや衛星放送の安定性・継続性等に留意しつつ、将来的・長期的な在り方も含めて、慎重に検討。

地上波代替における衛星放送の活用	右旋帯域の有効利用	衛星基幹放送の認定における通販番組の扱い	災害発生時における衛星放送の活用
難視聴地域等における衛星放送の活用を念頭に、地上波代替手段の在り方、実用化に向けた課題解決のために必要となる取組について議論・検討。	2K放送での新たな映像符号化方式の実用化、周波数利用の効率化・将来的な右旋帯域の再編、4K放送事業者の参入促進等について議論・検討。	衛星放送の多様性の確保、通販番組のみを放送する事業者に係る考え方、衛星基幹放送の認定における審査基準の在り方等について議論・検討。	災害発生時における放送を通じた情報提供、放送実施主体、周波数帯域の確保やコスト負担、平時における衛星放送の運用等について議論・検討。